

# 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の御案内

新潟労働局 労働基準部 賃金室

## 1 無料相談窓口の設置

最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小事業主の皆様のため、経営面と労働面の相談をワンストップかつ無料で提供し、支援する体制を整備しました。

相談窓口	所在地	開設日・時間	連絡先( )	担当区域
新潟県最低賃金総合相談支援センター	〒950-0087 新潟市中央区東大通 2-3-26 プレイス新潟 1F (新潟県社会保険労務士会内)	午前 9 時 ~ 午後 5 時 (開設日は新潟県社会保険労務士会へ御照会ください)	025(250)7759	新潟県内全域
三条最低賃金相談支援コーナー	〒955-8603 三条市須頃 1-20 (三条商工会議所内)	午前 9 時 ~ 午後 5 時 (開設日は三条商工会議所へ御照会ください)	0256(32)1311	三条市・加茂市・見附市・燕市・西蒲原郡・南蒲原郡
魚沼最低賃金相談支援コーナー	〒946-0011 魚沼市小出島 1209-11 (小出商工会内)	毎週 火、水、日曜日(祝祭日の場合は変更あり) 午前 9 時 ~ 午後 5 時(詳細は小出商工会へ御照会ください)	025(792)2124	小千谷市・魚沼市・南魚沼市・十日町市・長岡市のうち、旧川口町・南魚沼郡・中魚沼郡

## 2 業務改善助成金の支給

事業場内の最も低い時間給を、計画的に 800 円以上に引上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の 1/2 を助成します。

〔支給の要件〕

賃金引上げ計画の策定

(事業場内で最も低い時間給を 4 年以内に 800 円以上に引上げ)

1 年当たりの賃金引上げ額は 40 円以上(就業規則等に規定)

引上げ後の賃金支払実績

業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと



第 6 回新潟労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞  
長岡情報ビジネス専門学校  
C・G・Web 技術科 坂牧 和也 氏

支給額: の経費の 2 分の 1 (上限 100 万円)

支給回数: 賃金引上計画期間中に支給要件を満たした年度に 1 回支給

申請先: 新潟労働局 労働基準部 賃金室 025(234)5924